

## 農地付き空き家を取得して新規就農を希望される方へ

家庭菜園程度の小規模な農地を取得して、新たに農業を始めるにも農地法の規制により出来ない場合があります。

そこで、三田市では空き家バンク登録物件に付属する農地を空き家とセットで取得する場合に要件を緩和（下限面積を1㎡に設定）して、新たに農地を取得しやすい環境を整備しています。

### ◆ご購入までの流れ◆（先に利用者登録を済ませてください。）

まずは農業委員会事務局でご相談。



取得する農地を継続的に利用（耕作）していただくための営農計画書の書き方等のご案内。

農業委員会（農業委員）による農地相談

毎月第2火曜日13:30～16:00（予約制）



営農計画書をご持参ください。

農業委員会へ所有者と購入者による3条申請

毎月5日締め切り



日程に余裕をもってご提出ください。

農業委員会

毎月20日頃開催



農業委員会で承認・許可

売買契約（所有権移転）

### ◆営農計画書とは…◆

所定の様式はありません。

- ・住居から農地までの距離
- ・農業機械の有無
- ・過去の実績・研修等
- ・人員
- ・将来の展望(計画)  
水稲・野菜(路地・ハウス)等

枠内の事柄に関して、記述したものをご用意ください。

営農計画書をもとにヒアリングが行われます。



農地に関してのご質問・お問い合わせは  
三田市農業委員会事務局 079-559-5178

空き家バンクに関してのご質問・お問い合わせは  
三田市都市政策課 079-559-5128

## 三田市で新たに農業を始めるには...

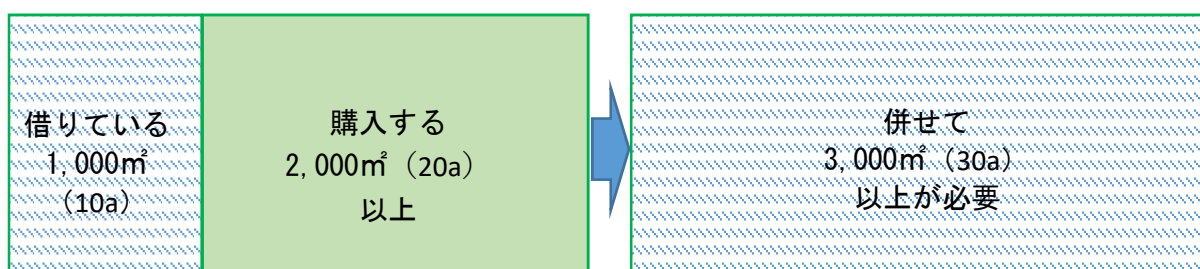
### 購入する場合

農地の購入は3,000㎡（30a）以上必要です。

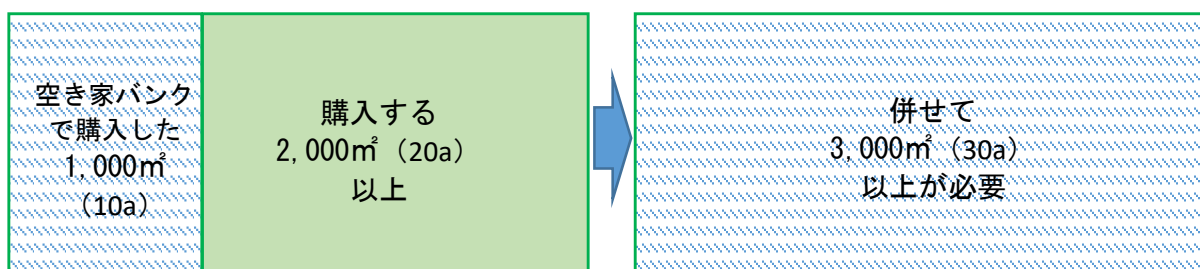
### 借りる場合

利用権（借りる）設定は、1,000㎡（10a）以上、必要です。但し、1年未満の設定に限られています。1年以上借りる場合は、3,000㎡（30a）以上必要です。

☆例えば、1,000㎡（10a）借りている場合、新たに農地を購入するには2,000㎡（20a）以上の購入が必要となります。



☆三田市では空き家バンク登録物件に付属する農地を空き家とセットで取得する場合に要件を緩和（下限面積を1㎡に設定）して、新たに農地を取得しやすい環境を整備していますが、更に「農地を買いいたい!」と思われる場合は、併せて3,000㎡（30a）以上購入する必要があります。



☆一般的な通作距離（自宅から許可を受ける農地までの距離）は15km以内、3000㎡（30a＝3反）以上のまとまりを取得する場合は30km以内が基準となっています。

※農地を取得するため（農地法第3条申請）の主な注意事項

申請者の農地が全て効率的に利用され、耕作されていなければ許可を受けることができません。